六月廿五日起草

七月十五日夕卒業

# 泰西國法論巻之二

国立国会図書館

# 泰西國法論　巻之二

[illegible]

[illegible]

蕃書調所

隷

隶

隷

---

第二巻國家住民雙方の諸權諸義

第二篇國法論中住民の區別

第一章

國内ニ住する人ハ一切其国の住民なり

第二章

國法論ニて住民の別ケ方數種あり但一半ハ民法の區別ニ屬すと云ふ

第三章

第一の區別ハ國人と外國人なり國人ハ即所謂本國民なり

第四章

第二の區別ハ自主民と不自主民なり不自主民とハ奴僕（婢隷）ニして自ら其事を主る（事を主る）能わざる者をいふ

第五章

第三の區別ハ國人の品種類を別つなり

第六章

第四の區別ハ國人の品位を別つなり

第七章

右の區別ニ準じて住民彼此の權義互ニ異なり又國家ニ對し

国立国会図書館

ての權義從て同じからず

蕃書調所

# 第二篇國人外國人

第一章

國人ハ本國の本種ニして國家ニ對して其權義共ニ十分なり

外國人ハ縦令國内ニ住すと雖本國の民ニ非ざ故ニ絶て國家ニ對して絶て權義を有さず或ハ是を有するも唯僅々耳

第二章

國人の古義ハ都人（佛ブールジュワ獨ビュルゲル蘭ビュルゲル英シリーセン）ニて本來都の名を稱せる府邑の本貫を得たる人のみ此號を專ニすることを得たり故ニ都人（ポールゲル本義都門中ニ住せる人）ニして國人ニ非りき

第三章

昔時都人其特權特義を有して高貴族と村民との間ニ立り

第四章

此古義方今の世英吉利國ニ於て民の公權と私權とニ於て猶存する所ありと云ふ

国立国会図書館

第五章 外國人の國家ニ對する權義差等あるニ從て之を二種ニ別つ

甲 暫時來滯留~~する~~者（の外國人）

乙 居をトし永住して（國の）住民ニ屬する外国人

第六章 甲ハ唯暫時国内ニ入來まる耳て本來國家ニ對して權義有る事なし但彼自ら（國法其人を保護ス）國法を遵守す耳

第七章 此他も其權其義（共ニ）萬國公法の多く關る所ニして國法の關る所ニ寡し萬國公法ロ爻二三四巻を比較すべし

第八章 乙ハ其住所の國の住民ニして其國と權利の關渉あり即其國家ニ對して權義を有す然とも其權義國人の權義ニ較ぶれハ寡し之を讓る

蕃書調所

第九章 居住の外国人（自在）行事~~會~~社の權、教法を奉する權、願書の權等國民一般の公權を有す

第十章 然とも其代民辨議士を選擧し官吏ニ任せらる等の公權國民特有の公權ハ外国人ニハ許せざるあり

第十一章 居住の外国人其住国ニ對して兵役等の身役ニ供し并ニ税を納る等國人一般の義務を務む

第十二章 居住の外國人民法ニ掲けて條例と~~整理~~せる所の權利を有し義務ニ從ふ~~有す~~支大抵國人ニ同じ（此内ニ亦少許）但本國民ニ特有の權利あり外国民ハ之を欠く所の權利少許あり と云ふ

第十三章 律法ニ掲示せる約束ニ從て居住の外國人ニ十分の民權を准許する事あり之を外人入籍（ナツュラリサーチー）と云ふ

国立国会図書館

第十四章

入籍後ハ外国人最早外國人ニ非ズ所生の國人と全く相同ジとス

蕃書調所

---

田戸

## 第三篇 自主民不自主民

第一章 自主民不自主民の區別ハ歐羅巴諸國ニ於て最早昔の談ニて今世ニ無き所あり

第二章 然ルニ昔時ハ歐羅巴諸國ニ此區別ありて其状一ならざりき

第三章 故ニ不自主の民多般ありき其名稱の其尤なる者ハ奴（佛エスクラーフ 英スレーフ 獨スカラーフ 蘭スラーフ）君有（獨ライフアイゲン 蘭レイフエイゲン 其身其主君の有ニして已が有ニ非さる義）守荘（ヤシキモリ 蘭エルフホーリゲ）台役あり

第四章 上古聖賢の論ニ奴を以て國家必要の物と爲し謂ゆる奴無れハ絶て國を成すニ由なしとせり

第五章 奴の源ハ上代の戰利法說より來る蓋戰勝者敗れて國を失ふニ至れハ土地人民貨財悉皆勝者の有と成る故ニ勝者其人を殺

し或は之を賣り或は之を奴として使用する事勝手次第なりき（萬国公法ロ）

（又第三巻二章六節を比較すべし）

第六章

古羅馬国の奴は今の奴の尤も甚しき者なりと云ふ

第七章

羅馬の奴の權利を有せざる事禽獣と同様にて其主人の所有の物にて之を取扱ふ事惟主人の欲する所の儘なり即ち之を殺し之を傷け之を擬し之を賣り之を典する事縦意なりき故に奴の有する所の物も亦其獲る所の物も一切其主人の所有なる事は無論なりき

第八章

然るに羅馬の風俗世を追て寛和なるに従ひ奴漸く寛典を獲律法其主人の残虐酷虐を禁ずるに至れり

蕃書調所

---

第九章

又主奴を釋放する事一時羅馬の風と成りて屢此事ありき是に由て奴の困苦亡論大に減省なり（種々の故ありて）

第十章

右の放釋に因て平民に非ず奴に非ず其中間に位する民夥しく生じたり之を名付けて釋民と云ふ（拉丁語にリベルチス）と云ふ

第十一章

右の釋民一切の民權を得たり但其舊主人に對して臣禮を執る耳（拉丁語に舊主人を稱してパトロニユスと云ふ）

第十二章

日耳曼（ゼルマン）及びスラーフ民種（日耳曼の東に住める）の古俗にも亦奴あり其風同一ならず其名異なり之を君有（ライフアイゲン）と稱せり

第十三章

然も其状羅馬の奴に較ぶれば大に寛なり後猶君有一變して守荘（一名荘戸又田戸）と成りしは最も年久しき事なり

第十四章 昔奴主奴に荘田を授て之を耕（種）せしむ奴の子孫世々此荘田に属して移らず遂に其名を得たり

第十五章 若夫荘田の持主変する時も荘戸の主人従て変ると雖も荘戸も荘田に属して変せず

第十六章 中古の世欧羅巴（東方）諸州に於て農戸漸々に変じて皆荘戸と成れり

第十七章 西方欧羅巴の諸州に於ては星移り物換るに従て荘戸の状追々寛宥に成りたり生殺与奪を自由にせし君権追々減殺し主人は唯年穀の税（銀）を定額の調庸を徴する耳是を君役（蘭 ヘーレンヂインステン 佛 コルヘー）手役（ハンドヂインスト）輓役（スパンヂインスト）と云ふ

第十八章 然しながら君有荘戸終に公権の准許を獲る事無りき

第十九章 和蘭英吉利に於ては君有荘戸共に跡を絶て既に若干の星霜を経たりと雖も独逸諸邦に於ては之を廃したる事千七百年乃至八百年の間に在り佛朗西国に於ては千七百八十九年の変乱に之を廃したり俄羅斯波蘭（ロシヤ ポーランド）に於ては帝意を以て近時之を廃したる事も人の知る所なり

第二十章 亜墨利加大洲黒奴の情状殊に奇異なり此は欧人此新大洲を発見し之を奪取せし後間も無くして之を輸入せりと云ふ

第二十一章 黒奴の根源は新大洲の土人を愛憐する論と黒人を非人視する欧人一般の臆説より来る（西班牙の僧ラカサリ氏土人の鉱役に耐さるを視て主として之を唱へたりと云ふ）

第二十二章 最初黒奴輸送の主意は惟鉱山を開き田野を墾するに在り孔共間

書調所

国立国会図書館

第七十三章
第七十四章

七無くして~~[illegible]~~上代の奴と全く同物と成りたり

黒奴の交易ハ歐羅巴亞墨利加の文明なる自由ナル諸國の方今之を禁ずる所なり英人ウィルベルホルスの~~[illegible]~~功尤多しと云ふ

方今西班牙を除く外ハ歐羅巴の諸國皆其海外領地の黒奴を廢したり

我千八百三十三年ニ英国政府海外領地の一切黒奴を買上たり其價三千万ポンドステルリンク即九千萬両なり千八百六十三年和蘭政府其海外領地の黒奴を悉く買上たり其價千三百万ギュルデン即我四百二十五万両許なり

蕃書調所

---

第一章
第二章
第三章
第四章

# 第四篇 國民~~品~~種類の區別

國民~~品~~種類の區別ハ絶東の方ニ行はれ~~國ニ有りし~~未曽て歐羅巴ニ入~~來~~らじと云ふ

此區別印度國ニ太荒遠稽へ難き時より之あり蓋太古埃及（エヂット）の俗を印度人学びしと~~見~~思ふ然るニ往古埃及の文化を取りし希臘（ギリシャ）等の歐羅巴の諸國ニハ此風曽て傳染せざりき

國民~~品~~種類の區別ハある國ニハ一国内諸等の~~由て各種の~~人類を畫別して種別~~を~~永世恰天然別種の如く~~小種~~永世互ニ懸隔して~~甚~~相交らざれば其公權殊ニ甚差別あり

此區別ある國ニハ概ね國人を四種類ニ別つ

第一　巫祝僧侶制法者の人學者法士の種類（ブラマーネン）

第二　王侯兵士の種類（カサテリヤス）

第三　良民の種類（ヒサス）

第四　賤民の種類（スユドラス）

第五章　埃及（エヂット）に於て此種類の區別更に嚴なり其子ハ必す父の種類に從ふ耳ならず農工商各世々其箕裘の業を繼くりと云ふ

第六章　種類の區別も國の為民の為に大害あり厭ふべし疾むべし

第七章　此區別に由て國民の權利永世偏陂一半の民他一半の民を壓倒し此等国民の禮義廉恥の綱維を講うし外敵をして容易に國を奪ひ易からしむ印度即是なり

第八章　此區別に由て國民數種に離隔して相交らず相濟相養の道に害あるのみならず又實に人文民智開拓の大害となり

[illegible]

藩書調所

---

# 第五篇　國民品位の區別

第一章　國民品位の區別ハ稍種類の區別に類せり蓋其本種類の區別より來り出しものなるべし

第二章　然るに品位の區別ハ種族の區別に比すれバ大に寛なり加之世論時務と共に時世に從て推移せり

第三章　品位の區別ハ新古歐羅巴の諸國に於て其状一ならず

第四章　上代文教照明なる國に於て最初品位の區別左の箇あり

甲　閥閲貴族（希臘に之をエウパトリーデン羅馬にパトリシー）と謂ひき

乙　平民（希臘デモス、拉丁プレブス）

国立国会図書館

第五章 日耳曼の古俗ハ国民の品位を三等ニ別てり

甲　王侯及ビ貴族（ヤル）

乙　自主民（カル）

丙　僕隷（タラル）

第六章 耶蘇教歐羅巴ニ入りし後法徒別ニ一品位を成しけり

第七章 村落都~~府~~と成りし後都人富貴頗威力ありて其權利自主を主張し

第八章 且都人亦別ニ一品位を成しけり

然るニ右の如く數箇の品位生じたる上ニ於て（處中）彼此公權の比例歐羅巴諸州ニ於て

第九章 各國互ニ同しからざりき

---

第九章 佛朗西等數國ニ於てハ昔國民を別て三品位と成しけり

一　法徒の品位

二　貴族（世々相傳の古貴族）の品位

三　第三等品位（都人及ビ村落の小貴族郷士 民ハ數外なり）

第十章 英吉利等數國ニ於てハ高等の貴族（ノビリチ）高等の法徒合して一品位と成り之を爵位貴人（ロルヅ）と稱し都人（シチゼン、ビュルゲルたる）及ビ村邑の小貴族（ゼントリ）及ビ自主の農民（エオメンリ）合して一品位と成り之を平民と稱す

コムンス

第十一章 瑞典（スウェーデン）等の國ニ於てハ國人四分位あり

一　貴族

国立国会図書館

二　法徒

三　都人

四　~~村~~郷民

第十二章　和蘭及獨逸北部の諸國ニ於てハ法徒其公權を失し復國事ニ關係せざる故ニ三品位あり

一　貴族即騎士

二　都人

三　~~村~~郷人

第十三章　昔時ハ品位の區別ニ由て國人の公私両權甚逕庭ありて殊ニ君主專權~~の國を甚しとす~~各品位皆其特別の權利を有しき殊ニ君主專權の國を甚しとす

蕃書調所

---

第十四章　年を経る久しきニ從て其品位の區別漸ニ薄く成り歐羅巴諸國ニ於て此區別の其義を存する者ハ唯公權の例條のみと成りき

第十五章　私權の干渉即國人私の交際上ニ在てハ品位の特權跡を絶し萬人同權の論世ニ出て頻ニ品位の特權を駁しきり然とも其慣習風俗日用往來の上ニ在てハ品位の區別猶其跡を存しきりと云ふ

第十六章　歐羅巴許多の國ニ於て品位の區別當今ハ全く止めり佛郎西以太利比利時尼達蘭等北亞墨利加の合衆國ハ亡論

第十七章　爾餘の國英吉利、普魯士瑞典、墺地利ニ於てハ品位の區別方今猶其義を存すと雖實ハ唯代民辨議を推選する例條の根本と成る耳此代民辨議ハ君主と共ニ制法の權を執る

国立国会図書館

二　法徒

三　都人

四　~~村~~郷民

第十二章 和蘭及獨逸北部の諸國に於ては法徒其公權を失し復國事に關係せざる故に三品位あり

一　貴族即騎士

二　都人

三　~~村~~郷人

第十三章 昔時は品位の區別に由て國人の公私兩權共に甚逕庭ありて殊に君主專權の國を~~[illegible]~~各品位皆其特別の權利を有したり殊に君主專擅の国を甚しとす

蕃書調所

---

第十四章 年を経る久しきに從て其品位の區別漸々に~~狹由~~薄~~成~~らぶ歐羅巴諸[illegible]區別の存する者は唯公權のみに成りて唯公權の例條のみと成りき

第十五章 私權の干涉即國人私の交際上にて品位の特權跡を絶し萬人同權の論世に出て頻に品位の特權を駁したり然とも共慣習風俗日用往來の上にて品位の區別猶其跡を存したりとぞ

第十六章 歐羅巴許多の國に於て品位の區別當今は全く止たり佛郎西以太利比利時尼達蘭等北亜墨利加の合衆国は亡論

第十七章 爾餘の國英吉利普魯士瑞典墺地利に於ては品位の區別方今猶其義を存すと雖實は唯代民議を推選する例條の根本と成る耳此代民議は君主と共に制法の權を執る

第一章

第六篇國家ニ對し住民一般の權 有する所の權

國家宜しく立國の本意を達すべし故ニ一切住民之を國家ニ要すべし

是住民公共の第一權なり故ニ國家宜しく其理する所の資用を以て總國の幸福を増益し絶て其自立を保護し國民の權利平安を護り國中の禮儀作法を正し衆力を統合し一體相濟相養以て国益を増殖すべし一切国民共ニ之を國家ニ要すべし

第二章

上章の義是國家の公務なり然とも此義は多く道学の領分ニ屬して法学の約束と成し難し故ニ國人公事訴訟の議論を以て之を國家ニ責むべからず

第三章

然るに住民各國家ニ對して自其權を有す之を行ふ若其權を失ひ得ざれバ訟辨して之を防護す

第四章

右住民の私權國の律法之を保護し以て其條例中ニ掲記せり然とも共住民國の公益の為ニ其私權を譲るべき事あれバ律法其私權を裁制すと云ふ

第五章

右の私權大抵根本律法即憲法ニ明白ニ其大綱を掲げ記確定せり

第六章

國家ニ對しての住民の權左の如し

第一　自身自主の權

第二　住居を厚しむべからざる權

第三　行事自在の權

第四　會合會社の權

蕃書調所

第五　思言、書、自在の權

第六　隨意（ニ）法教を奉し法教を行ふ權

第七　書簡其外~~書~~書物の秘密（の封書）を恭敬して開封せしめざる權

第八　自物を自在にする權

第九　朝綱（憲）に照（準）ジ律法（の）上に萬人同權なる事

第十　租税の割賦（其身上の比例に準する）事を要する權

第十一　~~勸~~（請）願の權（ペチチー）

第十二　國家と結びたる各種の約束を國家に守らしむる權

蕃書調所

第七章

自身自主の權　猥に人を捕らへ縦（肆）に人を獄に繫ぐ事を禁ずる住民等互に其自身自主（の權）を恭敬する樣に國家ニ長たる者心を用ゐし律法に詳記せる（時宜）~~條~~條例保証の三箇を照（らし上に於て）國の為に害を除く道理に非ればは國家の長官も（交して）國人ヘ自身自主の權を毀傷せしめざる

第八章

住宅を辱しむべからざる權とは主人の意に反して（は）他人交して其家に入るべからざるを云ふ（但）律法に指示せる（も）時宜と保証とに從ひ（據り）國家の公益の為に（のみ）長官令を下し（唯）其當（の）官人（のみ）~~主~~主人の意に反して（も押し）其家に入るを得（と云ふ）

第九章

行事自在の權（とは）人民~~互~~用往來交際自由（自在）なるを云ふ人々律法に服（戻ら）~~從~~（されば）其産業を（制し）行ふ事自（自由）在なるべし~~各~~居をトし居を移を

国立国会図書館

唯其意の欲する所ふて或ハ旅行をなし或ハ国を去り國ニ歸る等の事唯其意の随ふべし 但國の公益の為ニハ此自在の權を殺ぐ事あり是皆取締方の條例の管理する所あり

## 第十章

會社の權も衆人相議して社を結び相共ニ資用を出し其共同の本意を達する為ニ會社を結ふの權あり會合の權ハ唯衆人相與ニ快を取る為或ハ其公益の為或ハ相與ニ緊要とする事件を執行する為ニ一所ニ相集合する權を云ふ

## 第十一章

會社の權を執行する者ハ總て國の公益を害せざるべし故ニ恒ニ官國家ニ長たる者の管轄ニ属すべし會合の權を執行する者も取締方の條例を奉順すべし 但取締方の條例ハ國内の礼義作法を謂へ

蕃書調所

---

治安を保護せんが為なり

## 第十二章

思の自在も繩て之を禁するニ由無し

## 第十三章

説話文章或ハ鏤板刻著述ニ因て其議論を公布する事ハ文教照明なる國ニ於ては禁せざる所なり

## 第十四章

然を其説者記者其所説所記所刻の記事議論ニ就て異論生せる時ハ自之を陳辨すべし 若夫此人是ニ由て他人を誹謗し或ハ國の治平を妨げ或ハ國を危うする時ハ律法ニ從て罰せらるべし

## 第十五章

其識ニ應じて其神を敬する事の自在なる文教理精明なる人性中の隱權にして暴絶て之を犯すべからず

## 第十六章

去なから敬神の儀禮節目ニ至ても所在の國律を遵守すべし

国立国会図書館

敬神の儀禮を監視して以て國の治安を妨るに至らしめざる樣に監察するは是國家に長たる者の當務なり

第十七章

書簡書札の秘密を恭敬するは住居を辱しめざると同一義に歸す但律法に指示せる時宜と保証とに拠り唯國家の公益の害に關る者のみ得て其書を開封すべし

第十八章

自物を自在にする權を宜しく之を敬重すべし 蓋國の以て隆盛に至る由縁此權を敬重するに在り但國家公益の爲に之を限制する所の事ある耳

第十九章

特別非常の時宜國家の公益極て之を要するに非れば縦令罪人と雖其所持の物を取上ぐべからず 但特別非常の時宜に因り公益の為に之を取上る事あれ共其償も勿論優に之を與ふるなり

第廿章

罪人所有の品物を没収する事も罪人の親戚に對して無益の非道非義酷刻なる事なり 蓋是刑に非ずして盗賊の所業なり

第廿一章

律法の上にも萬人同權と云ふ事位階品位公事訴訟の權に就て區別一切其區別を除る義に非ず蓋此區別を人間世に除去すべからざる由なり其本義は律法の各人の權利を保護する事同一にして絶て依怙贔負なきを云ふなり 譬ば同罪を犯しても身分に因て刑の軽重ある如きは律法人に因て同じからずして萬人同權の理に背く

第廿二章

國家の公益の爲に住民を使役し税物税銀を収むる事平等にして人々の身上の比例に從ふ 住民是を要する權を有す 此税役に關して某々の人或は某々の品位に特准特許を與ふるは禁ずる所なり 右の如き特准特許の非義なる由縁は斷る特准は之に由て他人の税役を重くすればなり

第廿三章

請願の權も右に挙る住民の國家に對し有する所の諸權を防護する手懸りなり

蕃書調所

第廿四章 人民若其權利毀傷せらるる時ハ相當の作法ニ従ひ政府制法院其他
等相當の衙門ニ到り其官吏ニ己が權利を注意せん事を請ひ或ハ請願書を
呈するを得之を請願の權と云ふ

第廿五章 右の如く請願書を呈して以て他人の權利を保護するも亦可なり又國家の公益ニ就て此の如き請
書或ハ願書を呈し得べし

第廿六章 請願書を呈するハ一人ニても可なり數人諸共ニても亦可なり然とも其
他人の名ニ據り或ハ全国民或ハ其一部の名ニ據りて請願する事ハ絶て

第廿七章 國家と結びたる約束を國家ニ守らしむるハ國多分民法の條例ニ属
して國法の領分ニ属する事寡し

ハ是国家ニ長たる者のみ

蕃書調所

第廿八章 其國家自其威權を擅ニし肆ニ民と結びたる約束を蹈ざる例枚擧すべからず
然るニ世ニ或ハ根本正しからざる國法論を唱へ或ハ國家公益の説を鳴し國家の非
義を防護する者あり邪説を用ふべからず

第廿九章 右の外猶住民国家ニ對して其權を有すと謂ふ説あり其例を挙れハ左の如し

其一 濟救を受る權

其二 工作を授る權

其三 教育を受る權是なり

第卅章 然とも其某々の住民ニ特別ニ食料工業教育を授るハ國家の本意
ニ非ず又其職務ニもあらず

第卅一章 貧窮を轉じて富有と爲し工作を盛ニし学問を弘る事ハ亡論思望すべき事

国立国会図書館

[illegible]

第廿四章 人ある若其權利毀傷せらるゝ時ハ相當の作法ニ従ひ政府制法院等相當の衙門ニ到り~~其~~官吏ニ己が權利を注意せん事を請ひ或ハ請願書を呈するを得之を請願の權と云ふ

第廿五章 右の如く請願書を呈して他人の權利を保護するも可なり又國家の公益ニ就て此の如き請書或ハ願書を呈し得べし

第廿六章 請願書を呈するハ一人ニても可なり數人諸共ニても可なり然とも共他人の名ニ據り或ハ全国民或ハ其一部の名ニ據て請願する事ハ總て為すべからず

第廿七章 國家と結びたる約束を國家ニ守らしむるハ~~国~~多分民法の條例ニ屬して國法の領分ニ屬する事寡し

蕃書調所

第廿八章 其國家自其威權を逞うし肆ニ其曾て民と結びたる約束を蹈ざる例枚擧すべからず然るに世或ハ根本正しからざるの國法論を稱し或ハ國家公益の説を鳴し國家の非義を防護する者あり邪説用ふべからず

第廿九章 右の外住民国家ニ對して猶其權を有すと謂ふ説あり其例を擧れハ左の如し

其一　濟救を受る權

其二　工作を授る權

其三　教育を受る權是なり

第卅章 然とも其各々の住民ニ特別ニ食料工業教育を授る事ハ国家の本意ニあらず又其職務ニもあらず

第卅一章 貧窮を轉じて富有と爲し工作を盛ニし學問を弘る事ハ亡論思望すべき事

国立国会図書館

第卅二章

是れ共國家の只管ニ~~是ニ第ニ~~恥勉するハ唯其共の法~~制~~を定むるニ在り（只管勉強して心を用ふるハ）

~~此~~右三物の為ニ総国民一般の明法を制し良方を設る耳

故ニ此三物の為ニ国家を要請し或ハ之を訟論する權を有する者

絶て國中ニ在る是有ることなし

蕃書調所

---

第七篇 國民の公權（佛ドロワポリチク 蘭ポリチーケレグテン）（又名都人士權 蘭ビュルゲルシカプスレグテン）

第一章

~~此~~純乎たる君主專權（アブソリューテモナルシー）の國ニ非る外ハ諸國共ニ國民國事政令ニ關渉して多少の權あり其状一ならず

第二章

此国民の權を其公權と稱し其根本多分太古の風俗慣習より來り後世遂ニ恒典と成り國の律法ニ掲けて其法則を定めり

第三章

国民の公權又本国民の本權と稱す然るニ其關渉する所の條目并ニ其人（是ニ關係する）ニ就て公權の領分の廣狹差等あり

第四章

~~新~~近今歐羅巴諸国ニ於て國民公權の胚胎する所二あり

其一 國内ニ閥閲許室權威王侯ニ亞ぐ者あり是を其匹敵（ペール）（君子）と稱し若夫国ニ大事ある時ハ王侯之を會して共ニ之を商議

~~是甚而義~~蓋是王侯其匹敵君子ニ對シテノ義アリ

第五章

其二

國民或ハ其名代（是トシ）自許ヲ所ノ外ハ国民国用ノ為ニ絕テ出銀セヌヿ義理アル更無シト云ル條規ヨリ來ル

右二種（諸国共ニ大抵）~~截然~~歳月ヲ経ルニ從テ漸シ合シテ一ト成リ遂ニ（国民其代辨官ニ由テ）國家制法ノ權ヲ國民君主ト（相合）~~別~~テ之ヲ執領セシニ至レリ但其國民此權ノ大小多寡ハ國ニ因テ~~異~~同ジカラザル事アリ論アリ

第六章

代民辨議此權ヲ執ル國ニ於テハ選擧ニ應ジ並ニ之ヲ選擧スル約束ヲ綿密ニ（設）定~~スル律法ニ~~即設立スル律法ニ由テ定ムル條例此選擧ノ權ノ分量ヲ定ム

第七章

此選擧ノ權或ハ闔國民~~一~~一般ニ是ニ與リ（參）限制スル所アリ或ハ某々ノ約束ヲ定テ之ヲ限制ヲ

第八章

縦令~~各~~選挙ノ權ニ限制ヲ加ヘザル國ニ於テモ國民ノ内此權ニ關ラザル者過半アリ是自分明ノ情理アリ譬ヘバ婦人小児狂疾重刑ヲ蒙ル人及ビ自物ヲ自由ニスル權ヲ失ヒタル人是アリ

（律法ニ由テ）限制ノ約束ヲ定ル國ニ於テ其方多端ニシテ一定セズ譬ヘバ

甲 選挙ニ應ジ又人ヲ選挙スル權品位ニヨリテ各其特例アリ

乙 民人ノ内或種ノ人ハ此權ヲ欠ク（和蘭ニ於テハ奴僕僧侶武官此權ヲ失ヘリ）

丙 富ノ度ニ因テ約束ヲ定ムル（和蘭ニ於テハ二十ギュルデン以上ノ税銀ヲ納メ英吉利ニ於テハ十ポンドステルリング以上ノ家賃ヲ出ス者ニ非レバ選挙ノ權ニ關ラズ）（センスユス）

丙 代民辨議ノ權某々顯著ノ名族世々之ヲ領シ或ハ~~國~~某々

蕃書調所

国立国会図書館

~~是甚而義~~蓋是王侯其匹敵君子に對しての義あり

第五章

其二

國民或ハ其名代自許（是とし）を所の外大国民国用の為に絕て出銀をつくる義理ある事無しと云る條規より來る

諸国共ニ大抵右二種の[illegible]歳月を経るに從て漸く合して一と成り遂に國家制法の（国民其代辨官に由て）權を國民君主と分一[illegible]或[illegible]大或

~~由り~~國に因て[illegible]同じからざる事ある論あり

第六章

代民辨議此權を執る國に於ては選擧に应じ並に之を選挙する約束を禎密に設定む~~律法書~~即設立る律法の由て定むる條例此選挙の權の分量を定む

第七章

此選挙の權或ハ闔國民[illegible]一般に是に與り限制する所或ハ某々の約束を定て之を限制を

從令選挙の權限制を加へざる國に於ても國民の内大半此權に與らざる者過半あり是自分明の情理なり

第八章

譬ば婦人小児狂疾重刑を蒙りたる人及び自物を自由にする權を失ひたる人是なり

律法に由て限制の約束を定める国に於て其方多端にして一定せず譬ば

甲 選挙に应じ又人を選挙する權は品位によりて各其特例あり

乙 民人の内或種の人は此權を失ふ 和蘭に於て大奴僕僧侶武官此權を失ふ

丙 富の度に因て約束を定む 和蘭に於ては二十ギュルデン以上の税銀を納め英吉利に於ては十ポンドステルリング以上の家賃を出す者に非ざれば選挙の權に關る（センスユス）

丙 代民辨議の權某々顕著の名族世々之を領し或ハ某々

蕃書調所

の爵位 官職（ビスユップ）に従て~~遷~~（遷）移す

丁 君主（亦）代民辨議を選挙する権をも分有す

戊 代民辨議選挙の後或は歳月の限あり或は~~[illegible]~~限なし

第十章

上章限制の方法各国各民（其）国法論闘閲の度に（従）て同じからず故に概

に論~~[illegible]~~此を是弁して其至善を定むるも（誠に難き事あり）

第十一章

然とも共天下一般に是とする所の論あり

甲 代民辨議は闔国民の総代なりされば闔国民の公利衆

益を主として論弁すべし総て其々品位部類若くは其々

人の私利を主張すべからず故に代民辨議の設（此意）

藩書調所

---

を~~[illegible]~~（存すべし）

乙 ~~假初~~若夫其人通国の利害得失を論ずる学（文の）

識を具ふる~~[illegible]~~者も悉皆代民辨議を選挙する（権を）

（有つ）与へず

第十二章

~~独~~（在）国人のみ~~得~~（に許し）て外国人に与へざる権は官に補し職に任ぜらるべき権是なり

第十三章

此権或は一切国人~~同~~（平等に）之を得或は其差等あり

第十四章

官職に任ずる（に）尤必要なるは其人の才能其職に称ふに在り是邦制能整

ひたる国に於て万人同一に此権を得~~[illegible]~~（自然の）縁由なり~~[illegible]~~べからざる自然の道理なり

第十五章

~~婦人~~小児狂疾ある人刑人一丁字を知らざる人（此外猶）~~[illegible]~~官職に任ずべからず

（官職に任ずべからざる人）~~[illegible]~~数多是ある支論~~[illegible]~~

第十六章
第十七章
第十八章

許多の官職各其相當の能必要あり故に毎官其相當の人を得ざるべからず然して是試業（エキサーメン）の止むべからざる縁由なり

加之（シカノミナラズ）或種の官職は其々品位の特權とする事あり（譬ば國士に於ても將校は獨貴族の特權なるが如し）

然れ共此特權は厭棄すべし其故二あり一には此の如き特權は

是に關り得ざる人の常に不平を抱く（大に不平を抱くべし）二には能力不足なるに非ざる外は官

職選挙の間に能不足にして其位に稱ざる人を除く外限制する所無るべき

是国家の要務なればなり

蕃書調所

第一章
第二章
第三章
第四章
第五章

第八篇　国家に對して住民の務むべき義

国家に對して住民の第一に務むべき一般の義は国の法律を恭敬遵守し

首領頭長其管内に施せる號令に恭順するの是なり

君主の如く首領頭長の號令を恭敬すべしと雖僕隷賣奴の如く是非善悪に拘ら

ず（無理非道の號令に於ても）惟命是奉ずると云義に非ず其人號令を出すべき權を有せざる人の發する

號令も固より恭敬するに及ばず

律法の條例に戻れる號令は亦之を遵奉することを要せず

君主專權の國に於ても律法に關係せざる國に於ても無理非道を論ぜず惟君命是奉

ずるのみ（賣奴僕隷の如く）只管君命に服從するを以て民の義とするは大に謬あり

若夫君主国家の萬機を操て只管一人の私欲に任せ人民を人間として道有す

国立国会図書館

第六章

る所天ニ享る臣民の正権を蹈藉し暴政下を虐し國を滅亡ニ瀕け外國の兵威を假り本国臣民を壓し或ハ殊更ニ國を外敵ニ賣るニ至れハ臣民王命を拒て従ハざる都て本国臣民の正義とす

是ニ至て違勅を義とする論あり

第七章

右の如く君主の非道暴虐を拒むニ其道多端あり

若夫威福を擅ニ張り下人を凌虐する者宰相以下官吏ニ在れバ君主或ハ國権盛なる官吏或ハ君主ニ請て其官吏を罰し其人の受る屈害を復せんことを請ふニ止まず

第八章

若夫君主自非法の號令を下し暴虐無道を行ふ時ハ臣民得て直ニ君主の命を拒むべし

其拒方も暴虐の軽重ニ従ひ時宜ニ處すべし

甲　或ハ其命ニ従ふを拒み

乙　或ハ諫書を呈して顯ニ命を拒み

丙　或ハ兵を以て反し暴を以て暴を拒む

第九章

~~然とも此術ハ~~實ニ極て止むことを得ざるニ至れハ國民議て兵を執て起る

~~甚る~~國一内乱れ實ニ國家災害の尤憂ふべく尤懼るべきものなり

然りと雖も然を共ニ爰ニ百方術盡て不正を拒み正を守るニ由無きニ至れハ暴を以て暴を拒む術を試ざるべからず

第十章

第二ニ務むべき住民一般の義ハ國家立國の本意を達せしむる為ニ必要なる資用を~~與て國家を~~助るなり

第十一章

国家必要の資用ニ二あり

其一　人を役す

蕃書調所

其二　貨物を用ふて国家の用に供ス

第十二章　文教昭明にして百工業を別つ説大に流行せる國に於ても國家住民を役使すれバ必其償労を與ふ徒役して其労に報ひざる事ハ唯特別非常の節に當りて偶或ハ是ある耳

第十三章　國事多般百官其人多しと雖其職相當の俸禄を領し喜て之を献能を呈し官吏たらむ事を請ふ者国家自其人に乏しからじとす

第十四章　然るに爰に国家命を下し住民を召す時に住民得辭すべからざる義務数種あり下章に之を列挙せ

第十六章　第一　法院訪知使（コムミシイアンケート）等の招に応じ問に對ふ可き事

第二　其事に巧者なる人問に応じ其事の明義明解釋を與ふ可き事

蕃書調所

第三　法士の前に証人と為て其知る事を告ぐ可き事

第十六章　國家の艱難の時危急天災地妖或ハ變等左に掲る時に當ても國家一切住民の力役を要求す

譬ば

甲　外敵侵襲の防禦

乙　謀反乱妨の鎮静

（英国に於てハ一揆起る時ハ国中の豪族大村巡羅取締と成て之を鎮定す之を明法と謂ふ）

丙　水火饑震荒虐の除去

第十七章　國家立國の本意を達せむ為に諸般の貨物需あり若夫國家自ら之を得る能ざれバ住民其資の一分を割て之を助くべし

第十八章　然るに國家其必需の貨物を直に民より取り之を用ふる事ハ文化隆盛なる國に於ても殆絶て無く僅に有る事に屬する土物を貢し行軍の車馬を供し

其二　貨物を用ふて國家の用に供ス

第十二章

文教昭明にして百工業を別つ説大に流行せる國に於てハ國家住

民を役使すれバ必其労を償ふ徒役して其労に報ひざる事ハ唯特別

非常の節に當りて或ハ是ある耳

第十三章

國事多般百官其人多しと雖其職相當の俸禄を領し喜て之を献

能を呈し官吏となむ事を請ふ者國家自其人に乏しからんとす

第十四章

然るに爰に國家命を下し住民を召す時に住民得て辭すべからざる義務數種

あり下章に之を列挙す

第十五章

第一　法院　諮知使（ロムミツシイアンケート）等の招に応じ問に對ふ可き事

第二　其事に巧者なる人問に応じ其事の明義明解釋を與ふ可き事

蕃書調所

第三　法士の前に證人と為て其實を告ぐ可き事

第十六章

國家艱虞の時危急天災地妖等變等左に揚る時に當ても國家一切住民の力役を要求す

了譬を

甲　外敵の防禦

乙　謀反乱妨の鎮静　（英国に於てハ一揆起る時ハ国中の豪族大將巡羅取締と成て之を鎮定す此明法と謂ふて）

丙　水火饑震荒歳の除去時

第十七章

國家立國の本意を達せむ為に諸般の貨物需用す若夫國家自用之

を得る能ざれバ住民其資の一分の需用を助くべし

第十八章

然るに國家其必需の貨物を直に民より取り用ふる事ハ文化隆盛なる國に於

ても殆絶無僅有の事にして土物を貢し兵卒行軍の車馬を供し

国立国会図書館

并ニ兵隊を宿せしむる等 是等の事ニ當ても相對熟談の上ならねハ其概す

るニ其代銀を償ふなり

（第十九章）住民一般の義務として銀税を納むる是諸國の通例なり然る上ハ國家此

税銀を以て之ニ必需の人を用ひ物を買ふ此銀即税銀なり

（第廿章）税銀の取立方ハ極て公平正直ニして貴賤上下の差別無く更ニ依怙

贔屓行ハれざる様ニ其條規を定むべし 住民の内其甲の品位或ハ乙

の部類ニ特准特恩を與ふる事絶て有るべからず

（第廿一章）此外住民 天下の公益の為ニ其所持の物品或ハ其所有の權利を讓るべき

事あり（オントエイゲニング テン アルゲメーネ ニュッテ）

（第廿二章）右の如く住民其所有の物品を天下の為ニ取上る前ニ當て（ハ平時ハ其事の）先其止む事を得ざる

蕃書調所

状情を辨明告喩して其國中ニ布キ且其人ニ相當の代銀を償ひ與ふる後ニ非

れバ决して之を行ふべからず

（第廿三章）此の如く天下の為ニ民の所持品を取上るニ就て動もすれバ君主の私欲暴虐其間ニ行

ハれ易し故ニ君主の暴欲を防て住民の權利を護る為ニ所持品の取上方ニ

極て綿密なる例條を律法として設け豫じめ定置べし

（第廿四章）危急禍變等の時ニ當ても頭長ハ右の如く東鋪西倒ニして其為ニ許多の時日を

費せる例條ニ關係せず國家公益の之を要するニ從て直ニ住民の所持の貨物を取

用ふる權を有すべし

（第廿五章）其一例を舉て之を言ば火を撲滅する為ニ家を毀ち洪水已ニ溢れ堤

防を越ゆるを禦ぐ為ニ在近諸般の物を用ひ堡砦を守るニ當て近傍の家

国立国会図書館

第廿六章

屋を毀除去し田野に水を決き囲城中或は船中に在て食料尽くを要請する時是を其所持の人に

する是へあり

然れ共~~併~~民國の為に其所有の物品を失ふは住民の義務なりと雖國家は

成丈ケ勉て相當の償銀を其人に與ふべし

泰西国法論第二巻終

蕃書調所

国立国会図書館